

学校における主な感染症一覧及び登校基準

小矢部市教育委員会

○学校において流行を広げる可能性が高い感染症(出席停止)

令和6年6月1日～

	病名	主要症状	出席停止期間の目安	保護者提出物
1	インフルエンザ	高熱が3－5日続き、頭痛、筋肉痛、嘔吐下痢など伴い風邪より重症感がある	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ用「登校届」が必要
2	百日咳	特有な連続性、発作性の咳が長期にわたって続く	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	その他感染症用「登校許可証明書」が必要
3	麻疹(はしか)	・発熱、結膜炎、鼻水 ・口腔内に小さな白斑ができ、2－3日後に全身湿しん出現	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺(耳たぶの下)の急性腫脹を主症状とする	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
5	風しん(三日はしか)	・熱と共に全身に発しんがでる ・耳後部のリンパ腺が腫れる	発しんが消失するまで	
6	水痘(みずぼうそう)	水をもった赤い発しんが全身にでる、発熱しない例もある	全ての発しんがかさぶたになるまで	
7	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、結膜炎、咽頭炎を主症とする(アデノウイルスが原因)	主要症状消退後2日経過まで	
8	新型コロナウイルス感染症	・発熱、倦怠感、喉の痛み、咳などが主症状 ・嗅覚、味覚異常	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	新型コロナウイルス感染症用「登校届」が必要
9	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	水様性下痢、腹痛、血便などがでる、ときに重症になる	感染のおそれがないと、医師が認めるまで	その他感染症用「登校許可証明書」が必要
10	流行性角結膜炎(はやり目)	急性結膜炎、眼瞼腫脹、目やになど(アデノウイルスが原因)		

○その他の代表的な疾患への対応の目安(欠席)

※診断された病名が「アデノウイルス感染症」のみの場合は欠席

	病名	主要症状	欠席期間の目安、留意事項	保護者提出物
11	溶連菌感染症	39℃前後の熱、咽頭痛、細かい鮮やかな発しんがでる	適正な抗菌剤内服後24時間以上経過し、全身状態が良好であれば登校可	提出不要 ※後日出席停止扱いとなった場合でも不要
12	手足口病	手のひら、足の裏、口の中に水疱ができる、時に無菌性髄膜炎を認めることがある	・回復後も長期間、便中にウイルスが排泄される ・不顕性感染も多く、校内での感染を抑えるための出席停止は効果が少ない	
13	ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛を訴える、喉の奥に小さな水ぶくれができる(夏かぜの代表的な疾患)	・発熱、咽頭痛、髄膜炎などの合併症がなく、全身状態が良好であれば登校可	
14	伝染性紅斑(りんご病)	かぜ様症状を認めた後に顔面頬部に紅斑が出現する、四肢にレース状紅斑を伴う	・発しんが出た時期にはすでに感染力はほとんどない ・全身状態が良好であれば発しんがあっても登校可	
15	マイコプラズマ感染症	継続する頑固な咳、胸部レントゲンにてスリガラス状の陰影を認めることがある	・血液検査による診断確定には1週間以上必要、診断されない感染者も多い ・全身状態の症状が改善すれば登校可	
16	流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) ※ロタウイルス、ノロウイルス、腸管アデノウイルスなど	嘔吐と下痢が主症状であり下痢便が白くなることがある、時に発熱を伴う	・症状のある間が主なウイルス排泄期間 ・嘔吐、ひどい下痢から回復し、全身状態が良好であれば登校可 ・症状改善後も便中に7～10日ウイルス排出あり	
17	アタマジラミ症	かゆみを訴える、原因はアタマジラミ	卵を探して取り除いたり、シラミ駆除剤による駆除は必要であるが、出席停止は不要で登校可	
18	伝染性軟属腫(水いぼ)	・いぼ以外の症状はない ・数年かかることがあるが、自己免疫によって自然に治癒する	・いぼの内容物に直接触れない限りは感染しない ・ビート板(プール)などの共用を避ける、多数の皮しんがある時でもプールは可 ・出席停止は不要で登校可	
19	伝染性膿痂しん(とびひ)	水疱や膿疱がやぶれてびらん、かさぶたを形成する	適切な治療をすることと、病変部を露出しなければ出席停止は不要で登校可	

学校保健安全法施行規則(令和5年5月8日から施行)を基に作成